

様式第3号（第9条関係）

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	令和7（2025）年度第1回みよし市下水道事業経営審議会		
開 催 日 時	令和7（2025）年11月7日（金） 午後1時30分から午後2時45分まで		
開 催 場 所	みよし市役所6階 601・602会議室		
出 席 者	(会長) 村松幸廣 (副会長) 原田峻平 (委員) 丸地弘泰、久野公人、岡本ふみよ、岩城ひとみ、加藤哲司、坂田浩己 (事務局) 成田都市建設部長、舟橋都市建設部次長兼下水道課長、石川都市建設部 都市整備専門監、酒井副主幹、山岸主査		
次回開催予定日	令和8（2026）年11月頃		
問 合 せ 先	都市建設部下水道課 山岸 電 話 0561-32-8022 ファクシミリ 0561-34-4429 メール gesuido@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	• <input checked="" type="checkbox"/> 議事録全文 • <input type="checkbox"/> 議事録要旨	要約した理由	—
審 議 経 過	<次第> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 会長、副会長の選任 5 自己紹介 6 議事 (1) 令和6（2024）年度決算報告 (2) これまでの審議会の振り返り (3) 令和7年度使用料改定後の状況 7 閉会 会議録は別紙のとおり		

会議録	
開会	
事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回みよし市下水道事業経営審議会を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、進行役を務めさせていただきます、都市建設部次長兼下水道課長の舟橋と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の会議は、「みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱」の規定に基づきまして、公開とさせていただいております。なお、本日、傍聴の方は、いらっしゃいませんでした。</p> <p>本日は、委員の2分の1以上の出席がございますので、みよし市下水道事業経営審議会運営要綱第5条第2項の規定により、会議が成立していることを報告させていただきます。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、市長から委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p>委員の皆さんには、本日から、令和10年3月までの任期で、下水道事業経営審議会の委員をお願いすることとなります。</p> <p>本来であれば、お一人お一人に市長から委嘱状の交付をさせていただくべきところではありますが、時間の都合上、代表者の方に交付させていただき、その他の委員におかれましては、お手元への配布をもって、交付とさせていただきます。</p> <p>小山市長、前へお願ひいたします。</p> <p>委員を代表して、村松委員に、委嘱状を交付させていただきます。村松委員、前へお願ひいたします。</p> <p>(市長から村松委員へ委嘱状を交付)</p> <p>ありがとうございました。席へお戻りください。</p> <p>次に、市長からごあいさつを申し上げます。</p>
小山市長	<p>こんにちは。本日は皆様大変お忙しい中、令和7年度第1回のみよし市下水道事業経営審議会にご参加いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、各委員の皆様がたには、委員をお引き受けいただきましたことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。本日からの任期ということで、みよし市の下水道事業に対します経営状況等々について、ご意見を伺わせていただくものであります。前回の審議会では料金改定などについてご審議をいただきまして、今回は値上げ後になりますので、経営状況等々について、皆様に経過のご報告と現状についてのご意見をいただきたいと思っております。下水道事業につきましては、市民の皆様の生活に直結する、影響が大きい事業でございますので、それぞれの皆様のお立場・知見・経験から忌憚のないご意見をいただきまして、私たちとしましても皆様からいただいたご意見をしっかりと施策に反映してまいりたいと思っております。皆様には活発なご議論をいただきますこと、そして市政発展のために、お力添え、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げまして、私から就任のお礼のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、会長及び副会長の選任に移ります。</p> <p>審議会運営要綱第4条第1項に、会長及び副会長を1名ずつ置くことと規定されてい</p>

	<p>ますので、会長及び副会長を選任したいと存じます。</p> <p>会長につきましては、審議会運営要綱第4条第2項の規定により、学識経験者の方の中から市長が選任することとなっておりますので、市長、選任をお願いいたします。</p>
小山市長	村松委員にお願いしたいと思います。
事務局	<p>それでは、村松委員、会長席へご移動をお願いいたします。</p> <p>なお、市長につきましては、他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。</p> <p>続きまして、副会長につきましては、審議会運営要綱第4条第3項の規定により、委員の中から会長が指名することとなっております。</p> <p>村松会長から副会長の指名をお願いいたします。</p>
村松会長	原田委員を副会長に指名させていただきます。
事務局	村松会長よりご指名いただきましたので、原田委員に副会長をお願いいたします。
村松会長	<p>こんにちは。少し風邪をひいてしまいました、インフルエンザやコロナでも何でもありませんので。心配いただかないでください。下水関係につきまして、前回に引き続き会長をお引き受けすることになりました。委員の皆様もぜひご協力いただき、忌憚のないご意見をいただければと思います。下水において、さまざまな問題が今発生しておりますし、これに対して一番大事なのは、市の財政といいますか、事業の採算をどのように維持していくかになろうかと思います。そういう意味で、下水道の維持につきまして、審議会を開催し各委員の皆様のご協力をいただければと思っております。また、あの事務局の皆様、資料等々作るのに、多くの苦労をなさっていると思います。担当の事務局の皆様も今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上、私からの挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。次第の自己紹介につきましては、時間の都合もございますので配布しております席次表と委員名簿により紹介に代えさせていただきます。</p> <p>それでは議事に移りたいと思いますが、審議会運営要綱第4条第4項の規定により、会長が会の進行をすることとなっておりますので、村松会長、進行をお願いいたします。</p>
村松会長	それでは、議事（1）令和6年度下水道事業決算報告、について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>着座にてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>2ページの目次をご覧ください。</p> <p>本日は令和6年度決算状況のご報告、前回審議会の振り返り、使用料改定後の状況の順番にご説明します。議事1ではこのうち令和6年度決算状況についてご報告します。</p> <p>4ページをお願いします。令和6年度の決算状況についてです。</p> <p>まず、本市の人口の状況についてです。</p> <p>本市の人口は、令和6年度末時点で61,345人であり、令和3年度以降毎年前年度比で人口がプラスとなっていたため、3年ぶりの前年度比マイナスとなりました。</p> <p>市内で下水道の処理が開始されている区域内の人口を表す処理区域内人口と下水道の処理が開始されている区域内で実際に下水道に接続し使用している人口を表す水洗化人口はそれぞれ60,522人、56,754人となっており、前年度に比べて減少しています。</p> <p>一方で処理区域内人口に占める水洗化人口の割合を示す水洗化率は、93.8%と高い水準にあり、今後大幅に水洗化人口が増加することは見込めない状況にあります。</p>

続きまして、5ページをお願いします。有収水量の推移です。有収水量とは、下水道の使用料収入の対象となる水量のことです。基本的には水道水の使用水量をイメージしていただければと思います。令和6年度の有収水量は6,009,729m³であり、前年度比で0.7%の増加となっています。

近年トイレ等の節水機能が向上し、有収水量は減少傾向にありました。福田工業団地地区の工場等が接続したことで増加に転じました。しかし令和2年度と比較すると減少傾向にあり、人口同様水量についても、今後大幅な増加は見込めない状況です。

続きまして、令和6年度下水道事業の概要になります。6ページをご覧ください。

下水道事業は公営企業会計方式を採用しており、その予算は、経営活動に伴って発生する収益と費用を指す収益的収支と施設の建設や更新に係る支出とその財源を指す資本的収支の2つに大別されます。

具体的には、収益的収支のうち、収益的収入は使用料収入、一般会計からの負担金、長期前受金戻入等があり、収益的支出は下水道管路やポンプ場、処理場など下水道施設に係る委託料や光熱水費、修繕費、職員の入件費に加えて企業債の利息や施設の減価償却費などがあげられます。

また、資本的収支のうち、資本的収入は、下水道施設の建設や更新の財源となる企業債や国庫補助金、一般会計からの出資金などがあり、資本的支出は、施設の建設や更新に係る建設改良費に加えて企業債の元金償還金が挙げられます。

建設改良費については国の補助や企業債を財源に事業を実施することができるのですが、企業債の償還については国の補助金など、償還に対する特定の財源がない性質から下水道事業では資本的支出に対して資本的収入が不足する構造になっており、この不足分については収益的収支で発生する留保資金等で補填しています。

留保資金について説明しますと、収益的収支においては減価償却費や資産減耗費など適切な期間損益を算定するために現金支出を伴わない費用が含まれます。また、費用と同様に収入についても長期前受金戻入という現金収入を伴わない収入があり、これら収入と支出の差額分の資金が内部に留保されることになり、これを留保資金といい、これを資本的収入の不足分に充てることで事業を運営しています。

それでは、7ページ令和6年度の収益的収支の状況に移ります。

令和6年度の収益的収支は約3,400万円の純利益となりました。

収入については有収水量の増加に伴う使用料収入の増加と雨水処理に要する経費が増加したことにより、一般会計から繰り入れる雨水処理負担金が増加したこと等により収益的収入の合計が18億665万円、支出については、市内9か所にある処理場の維持管理に係る工事費の減少と企業債の償還終了に伴う企業債利息の減少により収益的支出の合計は17億7217万円となりました。

なお、収益的収入のうち雨水処理負担金と他会計負担金については、総務省が示す地方公営企業の繰出し基準に基づく一般会計の負担金です。

また、下水道使用料の改定については令和7年度施行であるため、令和6年度決算には反映されておりません。

続いて8ページ収益的収入の過去5年間の推移です。

営業収入の2行目使用料収入を見るとコロナ禍が終息した令和5年度から使用料収入が減少しており、令和6年度については、微増となったものの、令和3年度以前の水準までは戻っていません。

続いて9ページ収益的支出の過去5年間の推移です。

	<p>営業費用については、物価高騰や施設の老朽化に伴う修繕費や工事費の増加に伴い、管渠費から業務費・総係費までの項目について増加傾向にあります。</p> <p>また、流域下水道維持管理負担金、こちらは本市の公共下水道の流末が、愛知県が管理する流域下水道に接続されており、流域に流れる水量に応じて負担金を支払うものになりますが、前段の話の中で有収水量については横ばいからやや減少傾向の中で、本市同様物価高騰や施設の老朽化に伴い、負担金の単価自体が上昇しているため、こちらも増加傾向にあります。</p> <p>減価償却費については、本市の下水道に係る整備が概成していることを踏まえると、ここから大幅に増減することは考えづらいため、今後も10億円程度で推移するものと考えられます。</p> <p>続いて、営業外費用のうち支払利息ですが、こちらは過去に下水道事業が借り入れを行った企業債の利息の支払額を示す科目であり、こちらについては過去下水道の整備に当たり借り入れた企業債の償還が終了してきているため、減少傾向にあります。</p> <p>続きまして10ページをご覧ください。資本的収支の状況です。</p> <p>令和6年度の資本的収支は建設改良費と企業債償還金の合計7億5,400万円に対し、企業債の借り入れや国からの補助金、一般会計からの繰入を行っても、3億3,600万円の不足が生じており、この不足分については先ほどの概要でも触れたとおり、収益的収支で発生する留保資金等によって補填しています。資本的収入のうち負担金3,200万円については、総務省が示す地方公営企業の繰出し基準に基づく一般会計の負担金ですが、出資金2億6,000万円については、繰り出し基準のない一般会計からの基準外繰入となっています。独立採算制を原則とする下水道事業としては、この基準外繰入をいかに減らし、その上で更新時期を迎える下水道施設の更新を行っていくか、そのために下水道事業の収入の根幹である下水道使用料の改定を実施しています。</p> <p>最後に11ページ経費回収率の推移を確認します。</p> <p>経費回収率とは、汚水処理にかかる費用を分母、使用料収入を分子とし、どの程度汚水処理に係る費用を使用料収入で賄えているかの割合を表します。本市の経費回収率をみると約60%で推移しており、令和6年度についても60.7%となっており、残りの40%については一般会計の負担金で補っている状況であることから、前回の審議会において使用料の改定について審議をいただき、令和7年度から使用料改定を行っています。なお、改定後は、下水道事業のうち公共下水道事業で経費回収率85%を目指しており、公共下水道事業の令和6年度決算における経費回収率は、70.67%でした。</p> <p>令和6年度決算状況についての説明は以上となります。</p>
村松会長	<p>今の説明について、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をお願いします。</p> <p>なお、発言いただく場合は、挙手していただき、お名前をお呼びしますので、その後にご発言をお願いします。</p>
久野委員	<p>久野です。市街化区域には都市計画税といって、下水道や水道、道路に特化して使う税収がある。そのため一般会計からの繰入金があるのは当然ではないか。それをすべて使用料で賄うのは、何のために税金をとっているのか、という税の根幹に關係する話になりかねない。調整区域は都市計画税がかかっておらず、そのあたりのバランスが保たれているのかどうかは課題ではないかと考える。都市計画税との関連はどのように考えているのか。</p>
事務局	<p>都市計画税の使途については毎年財政課の方で公表しています。今現在下水道事業のうち市街化区域の整備については一部充当いただいている状況です。後ほど説明いたし</p>

	ますが、現在市街化区域をメインとして実施している公共下水道に農業集落排水を接続して全体として費用を抑えていく計画の中で、今後都市計画税が何に充当されているかは、明確にしていく必要があると考えています。
久野委員	市街化区域は使用料とは別に税負担をしているのであるから、調整区域と使用量に差を設けるべきではないか。市街化区域の方が建設コストは安く、使用料に影響してくるのではないか。都市計画税は一般化してはいけないものであり、市街化区域の市街化を進めていく設備や建設に使うのではないかと思う。その辺も合わせて考えないといけないのではないか。単に一般会計から繰り入れているから財政的に困窮しているとは違うのではないかと思うので、そのあたりはよく考えていただきたい。
村松会長	都市計画税の用途は下水道に限らず様々な用途に使われるため、下水道の維持のみではなく、社会インフラ全体の維持にかかって来る。使用料に差をつけるのは区別するのも難しいのではないかと思う。ご意見はありがとうございました。ただ、どのぐらい下水道の維持管理に割り振っているかは明確にして、次回は議論したほうがいいかもしれませんですね。
原田副会長	7ページの収益的収入で他会計負担金とあるが、これは基準内だけという認識であるが、何をもって計上されたものか。雨水は別であるので、それ以外で3億円一般会計が負担している根拠はなにか。
事務局	他会計負担金の内訳としては、まず、分流式下水道に要する経費があります。内容としては分流式下水道に要する経費の資本費等のうち、その経営に伴う収入をもってあてることができないと認められる部分であります。これは、使用料単価150円までは独立採算の観点から下水道事業自身で負担し、それを超える分については一般会計が負担とした総務省が認められており負担をいただいているものです。これが公共と農集合わせて2.9億円あります。次に、流域下水道の建設に対して負担金を支払い、それに対して借り入れた企業債の利子分に要する経費があります。また、同様に臨時財政特別債を過去に発行していますが、この利子に要する経費があります。その他、職員の児童手当分についても、一般会計からの負担が認められているため、一般会計から繰り入れています。項目としては以上の4つで構成されています。
原田副会長	分流式については、分流式にすることで環境のメリットなどがあり、それに対応するため一般財源をつかっていいとなっているのか。
事務局	おっしゃるとおりであり、過去に全国的に環境面への配慮等を目的に合流式から分流式について流れがあり、その中で合流式に比べて整備に費用が掛かるところから一定の負担が認められていると考えています。
原田副会長	先ほど都市計画税の話もでたが、都市計画税を明確に当てていると明示されているわけではないが、市民のために必要な整備として基準の中で一般財源が雨水処理と合わせて使われている。それを除いても使用料単価150円までは自前でやる、というのが総務省の基準であるため、150円を目指して前回は使用料改定を行った、ということでしょうか。
事務局	お見込みのとおりです。
村松会長	それでは、次の議事②前回の審議会の振り返りの説明をお願いします。
事務局	使用料改定の状況について入る前に、任期が切り替わり、委員を変えられた方も多いことから、令和5、6年度に行った審議会の振り返りを行いたいと思います。 13ページをご覧ください。審議会の流れについてです。なお、ここからの資料には前回までの審議会の資料の要点を抜粋し掲載しているため、文章の表現等が当時のま

まとなっています。ご了承ください。

審議会での検討の流れとしましては、第1回で下水道事業の現状分析と使用料改定の必要性について審議いただいた後、第2回で今後10年間の将来推計を行い、必要な改定率について審議いただき、第3回で使用料の改定時期と使用料体系について審議いただいたのち、第4回で答申内容について審議いただき、その後会長より市長に答申をいただきました。

14ページをお願いいたします。

はじめに、改定前の下水道使用料等の体系と改定状況について確認しました。改定前の下水道使用料の体系は、基本使用料が2か月で1,800円、使用水量が20m³を超えた分に超過料金がかかり、その区分は5段階となっていました。なお、消費税改正に係る改定を除くと、平成15年が最後の改定となっていました。

次の15ページをお願いいたします。

国土交通省は、社会资本整備総合交付金いわゆる国からの補助金ですけれども、こちらにおける重点配分の考え方として、「令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合」は、交付金の重点交付対象外となることを示しており、改定の必要性について確認しました。

また、本市の下水道事業では農業集落排水事業やコミュニティ・プラント事業を公共下水道に切り替える広域化事業、施設の老朽化に伴うストックマネジメント計画に基づく点検調査や施設の更新、耐震対策などについて国から交付金を受けて事業を行っていますが、その交付金について令和7年度以降資料に示す2点について満たしていないと、交付金を受けることができなくなりました。令和7年度以降も交付金を受け取るために、令和7年4月の使用料改定が必須となることを確認いたしました。

次の16ページをお願いいたします。

類似団体との比較になります。①基本使用料については、右上のグラフの一番左、黄緑色が本市となりますが、基本水量を導入しているために、2番目に高い水準となっていました。また、②従量使用料単価と③下水道使用料全体については、赤線が本市となりますが、ともに2番目に低い水準となっていました。

次の17ページをお願いいたします。

第2回目の審議会では、使用料改定の目標と改定率を決定いたしました。国からの要望を満たし、下水道事業が安定的に事業を継続していくためには、使用料単価150円/m³、経費回収率100%を目標に使用料改定を行う必要があることを確認しました。

次の18ページをお願いいたします。

使用料単価150円/m³、経費回収率100%を達成するためには、全体として37%の改定が必要となることを確認しました。表は県内自治体の近年の改定例ですが、段階的な改定となっており、1回あたりの改定率は10%~20%が多くなっていることを確認しました。

次の19ページをお願いいたします。

目標達成のための改定の回数と1回あたりの改定率について審議いただき、使用料の改定は、令和7年度と令和12年度の2回に分けて実施する、改定案④を採用することに決まりました。

次の20ページをお願いいたします。

基本使用料について審議いただきました。使用料算定期間である令和7年度から令和

11年度までにおいて、基本使用料で賄うべき12.2億円分の使用料対象経費に対して、必要な基本使用料単価は1,877円であり、現状の基本使用料1,800円では賄えない状況となっていることを確認しました。

次の21ページをお願いいたします。

第1期の審議会では、第1回目の改定分のみについて検討するものとし、第2回目の改定については、第1回目の改定後の状況を見ながら、令和10年度以降に検討するものといたしました。

また、第1回改定では公共下水道事業において経費回収率85%、使用料単価130円を目標とし、約20%の改定を行うことといたしました。

なお、次の令和10年度の任期から再度使用料改定について審議をいただく予定をしています。

次の22ページをお願いいたします。

使用料体系改定の検討方針について審議いただきました。①基本水量については、これまで20m³までは、従量料金をかけず基本料金のみがかかる仕組みとなっていましたが、近隣市の状況や、従量使用料の不足分が大きいことから、使用者に適切に使用分を負担していただくために、基本水量を廃止することといたしました。

また、②従量使用料の区分については、使用者数が最も多い31～40m³の層に配慮し、水量区分を5段階から8あるいは9段階へ変更することといたしました。

また、③基本使用料の金額については、基本使用料1,800円の現状維持の案のほか、基本使用料を2か月で100円上げる案も検討することとなりました。

次の23ページをお願いいたします。

使用料体系案につきましては、基本使用料を据え置く代わりに大口利用者への増加率を高めた①案、基本使用料を据え置き、最も利用者の多い40m³付近の増加率を高めた②案、基本使用料を引き上げ、最も利用者の多い40m³付近の増加率を抑えた③案で検討し、検討の結果、基本使用料を引き上げる改定案③を採用することとなりました。

次の24ページをお願いいたします。

現行の体系と3つの改定案の比較表になります。

赤枠で囲っている案③が採用した体系で、基本使用料が他の案より100円高く、使用者の多い20m³を超える40m³までの単価が他の案に比べて安いことがご確認いただけると思います。

次の25ページをお願いいたします。

3つの改定案のメリット・デメリットの比較表になります。採用された案③のメリットは、最も使用者数が多い31～40m³の層の負担が小さいこと、各水量区分ごとの改定率の差が一番小さいこと、基本使用料を引き上げるために収入の安定化につながることが挙げられます。デメリットとしては、30m³未満の少量使用者の負担が他の案よりも大きくなることが挙げられます。

次の26と27ページは2か月分の料金比較表になりますが、それぞれの括弧内の表示は、30ページが各水量区分ごとに現行料金からの改定率を示しております。31ページは各水量区分ごとに現行料金との金額差を示しております。使用者の多い40m³では2か月で700円ほどの増加となっています。

28ページをお願いいたします。

前回の審議会でいただいた答申の内容になります。

下水道使用料改正の必要性として下水道使用料は20年間改定されておらず現行単

価は国の基準を大きく下回り、一般会計からの繰入金に依存しているということ。受益者負担の原則に基づき、使用料単価を150円／m³に引き上げる約37%の改定が必要であること。市民への急激な負担増を避ける配慮も求められること。下水道使用料の改正について、改定は令和7年度と令和12年度の2段階で実施すること。1回目は20%、2回目は17%とすること。基本水量は廃止、従量使用料の区分は9段階に変更すること。2回目以降の改定の詳細は、令和10年度以降に検討すること。

また、附帯意見として、改定の趣旨等、市民への周知・広報を徹底すること。5年ごとに使用料の見直しを行うこと等を答申していただきました。

いただいた答申に基づき、令和6年の9月議会で議決をいただき、下水道条例を改正し、令和7年4月から下水道使用料を改定しています。

なお、市民への周知・広報については、下水道課のホームページや広報誌、検針のお知らせを通じてPRを行い、現在に至るまで改定の影響額等について問い合わせが数件ありました。

以上で前回の審議会の振り返りの説明を終了します。

続きまして29ページをご覧ください。令和7年度使用料改定後の状況についてです。

30ページをご覧ください。

下水道使用料の改定については、令和7年4月1日施行ですが経過措置を設けたため、7月調定分から実際の使用料が変更となっています。主な改定内容としては、基本使用料の改定、基本水量の撤廃、従量使用料単価の改定、従量使用料区分を5段階から9段階へ変更になります。

31ページをご覧ください。改定後の収入の推移です。

改定後、直近3か月の使用料の調定金額を確認すると、改定後の収入は約20%上昇しており、有収水量についてほぼ横ばいであることから、概ね想定通りの上昇となっています。

32ページをご覧ください。

使用料単価の推移です。使用料単価、これは使用料収入を有収水量で除した値で1m³あたりの使用料のことですが、7月以降目標である130円に近い数値となっており、こちらもおおむね想定通り進んでいます。

33ページをご覧ください。下水道事業における経営改善の取組についてです。

令和7年3月に改定しましたみよし市下水道事業経営戦略の中で今後の下水道事業の健全化に向けた取組方針として掲載している3項目について現状の確認を行います。

1点目使用料の適正化については、本年4月に1回目の改定を行い、令和12年度に実施予定の2回目の改定を経て目標である使用料単価150円と経費回収率100%を目指します。

2点目は、広域化・共同化の推進です。現在本市では公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラントの3つの事業を行っていますが、このうち農業集落排水とコミュニティ・プラントについては9つの処理場において汚水の処理を行っています。各施設は老朽化が進んでおり、維持費、更新費ともに高額となるため、これら2事業について処理場を廃止し、公共下水道への切替を行うことで処理場に係る費用を削減できる見込みです。このため、現在順次切り替えの設計、工事を進めおり、令和6年度については農業集落排水の明知処理区の公共下水道への切替工事を行うための実施設計を行い、令和7年度から切替工事に着手しています。令和17年度を目指して全ての処理区を公共下

	<p>水道に切り替える予定です。</p> <p>3点目が下水道施設の適切な維持管理です。</p> <p>下水道管の耐用年数は一般的に50年といわれていますが、本市でも50年に達する管が出ており今後その数は年々増加していきます。こうした状況に対応するため、国のガイドラインに基づきストックマネジメント計画を策定しています。ストックマネジメント計画とは、下水道施設のストックを長期的な視点で計画的かつ効率的に管理し、その機能を維持していくための計画になります。</p> <p>この計画に基づき、市内の管路のリスク評価を行いリスクの高い管から点検・調査を行い異常があれば改築を行っています。</p> <p>令和6年度については三好ヶ丘第2中継ポンプ場の電気設備の改築工事に着手しており、今年度終了予定です。また、点検調査については毎年行っており、今年度点検調査結果も踏まえて、5年に1度のストックマネジメント計画の見直しを行っています。</p> <p>下水道事業での取り組みについては以上です。</p>
村松会長	今の説明についてご質問・ご意見があるかた挙手をしてご発言ください。
坂田委員	<p>2点あります。まず、使用料改定について、使用料の体系のブロックごとに、それぞれの項目に何世帯いて、どこにどう影響があるか、明示していただくとわかりやすくなる。資料として一般家庭・会社関係がどこに分布があるなどがあれば分かりやすいのではないか。</p> <p>次に、11ページ前回の審議会の資料に「通常汚水処理に係る費用は使用料で賄うべきである。」と記載されている。この考え方は、どの自治体でもこの考え方で設定しているのか。この考え方だと、運営が悪い、人を大量に投入しても、全部使用料を充てるのが正しい、という考え方にも読み取れる。そういう意図でないのは理解しているが、処理費用の効率化や運営のオペレーションをしっかりするといった前提のもとで、使用料収入で賄うのはわかる。他の自治体と比較して処理水量や品質に基づいて、この程度で収まるべきという前提があって、この範囲の中であればこの考え方はわかる。使用料で賄えていない場合、運営がまずいのか、汚水処理の水準は正しいのか、ということになるのでそういう考え方もあるのでは、ということだけお話しておく。</p>
事務局	<p>まず1点目について貴重なご意見、ご指摘ありがとうございます。すぐに資料は出せませんが、使用料体系の区分ごとの使用者の分布が分かるような資料を用意したいと思います。</p> <p>2点目についても指摘いただいたことはごもっともなので、次回以降の資料や経営分析に反映していきたいと思います。</p>
坂田委員	資料については、追加で私に提出してほしいわけではなく、公表する際は、そういう資料の方が分かりやすいのでは、という意見である。
加藤委員	33ページの農業集落排水と下水処理場の管理であるが、下水道処理場はあとどのぐらい残っているのか。
事務局	現在廃止を計画している処理場は9つあり、具体的には、農業集落排水が明知、福谷、新田、福田、勘生、打越の6箇所、コミュニティ・プラントが、明知上1・2と南台の3箇所です。これを毎年ではないですが令和17年度までに順次廃止していく予定です。
加藤委員	三好ヶ丘浄化センターはどうなっている。
事務局	三好ヶ丘浄化センターについては平成20年ごろに廃止済です。
	先ほどの都市計画税の話ではないが、すべて調整区域であるためこれを公共下水道に

久野委員	統一すると、使用料も同額になると、何のために都市計画税を負担しているのか。調整区域の分まで負担していると読み取れてしまう。負担している税金が違うのだから、使用料で差をつけるべきではないか。統合するのであれば、市街化区域の分もすべて負担している形になるのではないか。
事務局	委員がおっしゃるように都市計画税を全額下水道事業に充てるとそういう風にとらえられるが、現状ではその他の経費にも充てられています。今後農業集落排水やコミュニティ・プラントが統合された後は充当先の対象経費は正しく算定されるべきだと思います。
久野委員	それであれば、使用料に差をつけるべきではないか。調整区域と市街化区域とで。税金を払っているのだから。市として都市計画税を徴収している以上は市の権利でやらなければいけない話では。100%を使用料で賄うのは違うのではないか。
事務局	令和6年度の都市計画税は道路、公園、下水道、区画整備に充てられている。都市計画税が全て下水道事業の一般会計からの繰入金に充当されているわけではないですが、2回目の改定ではそのあたりも踏まえて検討していく必要があると考えています。
村松会長	他事例でもなかなかそういう検討はないかもしれませんですね。
久野委員	豊田市では、調整区域は合併浄化槽を使っている。インフラが整えば市街化へ編入していくしかないといけない。そのあたりも合わせてやっていかないと、税の公平性が保たれない。
村松会長	市全体で考えていかないといけないため、使用料の差をつけるのは難しいのではないか。ご意見いただきありがとうございます。
丸地委員	前回の審議会でも委員をさせていただいた立場として、使用料改定後の市民の方の反応が気になるが、共有いただけたとありがたい。
事務局	議会での承認後、広報誌やHPにて告知、水道と合わせて徴収しているため、徴収時のお知らせにも載せて周知を実施しました。何件か影響や、内容について問い合わせがあつたが、電話が鳴りやまない、といったような大きな反応はありませんでした。
原田副会長	先ほど、「汚水処理費は使用料で賄うべきかどうか」というような話があった。色々な意見はあると思うが、法律上、地方公営企業法上、基本は独立採算制とされている。そのため、事業で賄うべきではないとされている雨水は一般財源の負担になっている、というところはご説明された方がいい。下水道法上、適切な管理をしている元での原価を回収していくと定められている。基本的に法律に基づいて運営されているというところは、しっかりと新しい委員の方にも事務局から説明されるべきでないかと思う。そのうえで、行政の判断で税金を使うか、というのは別の議論ではないか。まずは法律で求められた運営という部分の説明がなかったかと思うので、しっかりと説明されたい。 もう一点、現状、経費は物価の影響もあり上昇しており、今回使用料を値上げして経費回収率があがるのか、という疑問がある。決算がまだ出ていないので分からぬと思うが、足元はどうなのか、簡単にわかれば教えていただきたい。
事務局	適正な原価であり使用料収入で賄うべき汚水処理費である、という部分については説明が足りておらず申し訳ありません。また、経費については、前回使用料改定の最中に、能登の地震や八潮市の事故があり、今年度みよし市でも管路の耐震調査などを新たに実施しています。当初想定してなかったものであり、事業費はこれも踏まえ変動しています。国が推進している事業でもあり、補助金や企業債などの特定財源は積極的に確保していく予定です。それを踏まえて、前回の審議会から事業全体の支出は増えている傾向にあるのは間違ひありません。まだ使用料を改定して決算を迎えていないので、今後の

	経費回収率は状況を注視していかなければならない。
村松会長	時間もありますので、追加でなければこれで終わりたいと思います。事務局にお返しいたします。
事務局	<p>次回の審議会は来年度の同時期（11月ごろ）を予定しております。開催の日程や議事については、別途ご連絡いたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回みよし市下水道事業経営審議会を閉会いたします。</p> <p>本日は長時間に渡り、ご審議いただきまして、ありがとうございました。</p>
閉会	